

# 三条市水道事業ビジョン

---

令和8年度～令和17年度

～ 安全・安心な水道水を次世代へ ～



三 条 市

# 目 次

第 1 章 策定の趣旨 .....	4
1 目的 .....	4
2 位置付けと計画期間 .....	4
第 2 章 事業の現状と課題 .....	5
1 事業の運営状況 .....	5
1-1. 水道事業の沿革 .....	5
1-2. 水道事業の概要 .....	6
1-3. 運営組織 .....	6
2 給水状況・水需要の動向 .....	7
2-1. 給水人口と給水件数 .....	7
2-2. 有収水量の動向 .....	7
3 水道施設の状況 .....	8
3-1. 水源と水質管理の状況 .....	8
3-2. 浄水・配水施設の配置と地区別配水システムの状況 .....	9
3-3. 資産状況（資産の健全度） .....	13
4 災害対策の現状と課題 .....	14
4-1. 水道施設の過去の被災状況 .....	14
4-2. 施設の耐震化への取組 .....	14
4-3. 危機管理への取組 .....	15
5 経営の状況と課題 .....	16
5-1. 収益的収支 .....	16
5-2. 資本的収支 .....	19
6 課題のまとめ .....	20

第 3 章	これまでの取組.....	21
第 4 章	基本理念と基本方針.....	29
第 5 章	施策と主な取組.....	30
第 6 章	財政計画.....	37
1	収益的収支計画.....	37
1-1.	給水人口と有収水量.....	37
1-2.	収益的収支計画.....	38
2	資本的収支計画.....	39
2-1.	投資計画.....	39
2-2.	企業債残高.....	39
2-3.	資本的収支計画.....	40
3	財政運営の課題.....	40
第 7 章	フォローアップ.....	41



三条市認定名水「山と雪のうるおい」

「山と雪のうるおい」は、標高 1,537 メートルの名峰守門岳の麓で採取された天然水です。

空から降った雪や雨が地中に染み込み、長い歳月をかけて清らかに磨かれて湧き出た自然の恵みであり、はるか昔から人々の喉をうるおし、生活用水や農業用水として暮らしに活力を与えてくれています。

# 第 1 章 策定の趣旨

## 1 目的

本市水道事業では、「安全・安心な水道水を次世代へ」を基本理念とした水道の理想像を具現化するため、水道関係機関などの当面取り組むべき事項等として、中長期的な視点での取組をまとめた「三条市水道事業ビジョン（平成 28 年度～令和 7 年度）」（以下、「前ビジョン」という。）を策定し、そこで示した基本計画に基づき事業を推進してきました。

近年、全国的に水道事業を取り巻く状況は厳しさを増しており、人口減少や節水機器の普及などによる水需要の減少、更新時期を迎える水道施設の増加、自然災害の激甚化、物価高騰による財政への影響など、深刻な課題に直面しています。

このような状況を踏まえ、将来にわたり、安全・安心で安定的に水道水を供給し続けることができるよう、今後の施策や財政計画等を示した、新たな「三条市水道事業ビジョン」（以下、「本ビジョン」という。）を策定しました。

## 2 位置付けと計画期間

本ビジョンは、上位計画である「三条市総合計画（令和 5 年度）」と整合を図るとともに、国土交通省の「新水道ビジョン」、総務省の「経営戦略策定・改定ガイドライン」の方針に基づき、今後 10 年間（令和 8 年度から令和 17 年度まで）の水道事業の基本計画を示します。



図 1.1 水道事業ビジョンの位置付け

## 第 2 章 事業の現状と課題

### 1 事業の運営状況

#### 1-1. 水道事業の沿革

本市水道事業は、平成 17 年 5 月 1 日合併前の三条市・栄町・下田村の旧 3 市町村において、それぞれ整備が行われました。

合併後は、水道事業の経営統合を行い、平成 21 年度までの 5 年間をかけて、栄地区全域に三条地域水道用水供給企業団（以下、「企業団」という。）の給水が行き渡るよう幹線配水管を整備しました。現在、企業団において第 2 期工事として、全部供給に向けた第一調整池等の整備が進められています。

平成 23 年 7 月に発生した新潟・福島豪雨では、笠堀浄水場が土石流と濁流で大きな被害を受けました。復旧は困難であることから大谷地地区にポンプ場を建設し、企業団からの受水により笠堀地区に水道水を安定的に供給できる新たな給水体制を確立しました。

表 2.1 水道事業の歩み

平成 17 年 5 月	三条市、栄町、下田村が合併し新三条市誕生 水道事業経営変更届 (計画給水人口：120,260 人 一日最大給水量 91,589 m <sup>3</sup> )
平成 22 年 3 月	栄地区幹線配水管網整備事業完了 (工期 H17~21 年度 事業費 528,527 千円 L = 7,398m)
平成 23 年 7 月	新潟・福島豪雨により笠堀浄水場が大きな被害を受ける
平成 25 年 5 月	上水道事業変更認可 笠堀浄水場廃止 (計画給水人口：103,276 人 一日最大給水量 50,775 m <sup>3</sup> )
平成 25 年 12 月	大谷地ポンプ場供用開始
令和 2 年 2 月	尾崎浄水場廃止

### 1-2. 水道事業の概要

本市の水道は、五十嵐川などを水源として2か所の浄水場で浄水を行うとともに、企業団からの受水により、各家庭や学校・工場・病院などに配水しています。令和6年度末の給水人口は90,563人、一日平均給水量は36,219 m<sup>3</sup>/日となっています。

常に、安全でおいしい水を安定供給するために良質な浄水の確保、各水道施設の適切な維持管理や配水管の耐震化に努めています。

表 2.2 水道事業の実績

令和6年度 実績	
給水人口	90,563 人
一日平均給水量	36,219 m <sup>3</sup> /日
一人一日平均給水量	400 L/人/日
一日最大給水量	39,847 m <sup>3</sup> /日
一人一日最大給水量	440 L/人/日

### 1-3. 運営組織

令和7年4月1日現在、職員47人の体制で水道事業と下水道等事業の運営を行っています。このうち、水道職員数は27人です。

今後10~20年をかけて現職員の半数以上が退職することから、中長期的な視点での人材確保と水道事業に必要な専門知識を有する職員の育成に取り組んでいく必要があります。

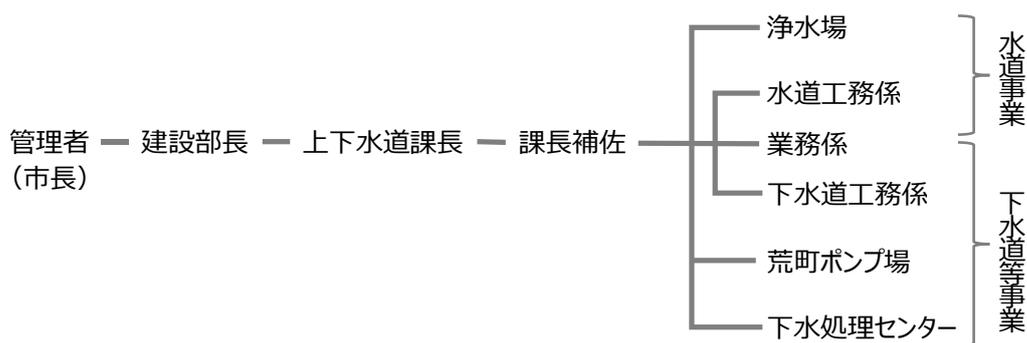


図 2.1 組織図 (令和7年4月1日現在)

## 2 給水状況・水需要の動向

### 2-1. 給水人口と給水件数

令和6年度末の行政区域内人口は90,614人、給水人口は90,563人であり、水道普及率は99.9%に達しています。

平成28年度から令和6年度までの給水人口は減少しているものの、給水件数は核家族化等により令和4年度までは増加しており、近年は横ばいで推移しています。



図 2.2 給水人口と給水件数の推移

### 2-2. 有収水量の動向

有収水量は、人口減少に加えて節水機器の普及などにより全体的に減少しており、平成28年度と令和6年度を比較すると7.1%の減となっています。

有収水量の動向は、給水収益に大きく影響するため、引き続き注視していく必要があります。

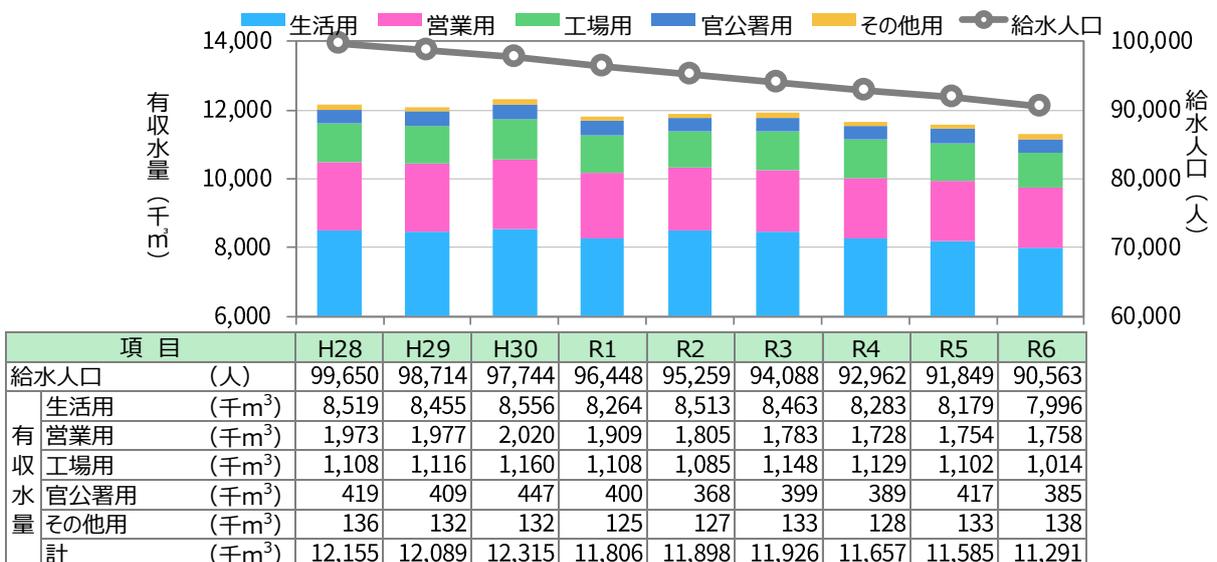


図 2.3 年間有収水量と給水人口の推移

3

水道施設の状況

3-1. 水源と水質管理の状況

本市の水源は、五十嵐川の伏流水、守門川上流域の湧水及び企業団からの大谷ダムを水源とする3種類です。このほかに予備水源として地下水井戸が2か所あります。

水質検査は、水道水が安全であることを保証するために必要不可欠であることから、原水及び浄水並びに給水の水質検査を民間の検査機関に委託し、各種水質検査を行っています。今後も水質基準項目の変更に対応しながら水質管理を徹底していく必要があります。

各浄水場で作られた水道水と企業団からの水道水の水質状況は、いずれも水質基準に適合しており、安全で良質な水道水を供給しています。

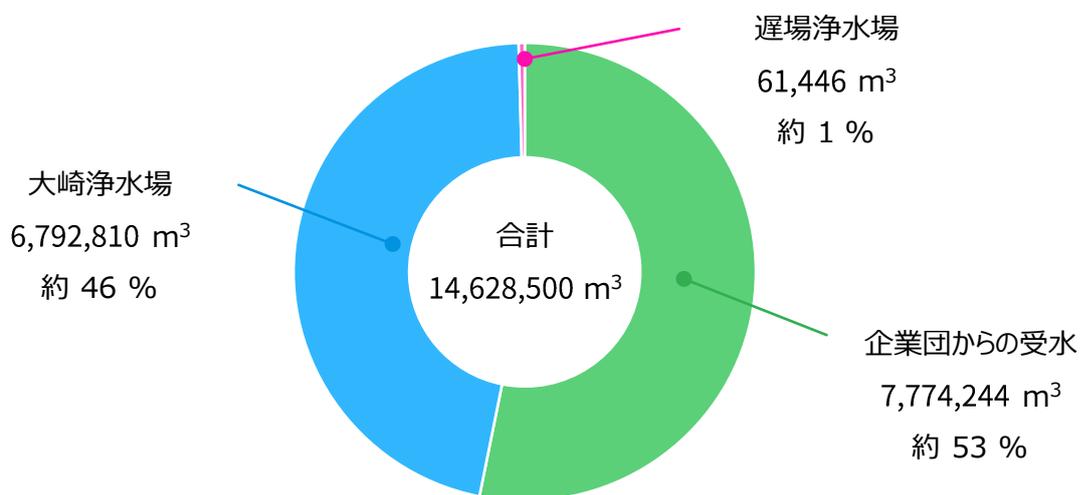


図 2.4 水源種別取水量の割合（令和6年度）



大崎浄水場



遅場浄水場

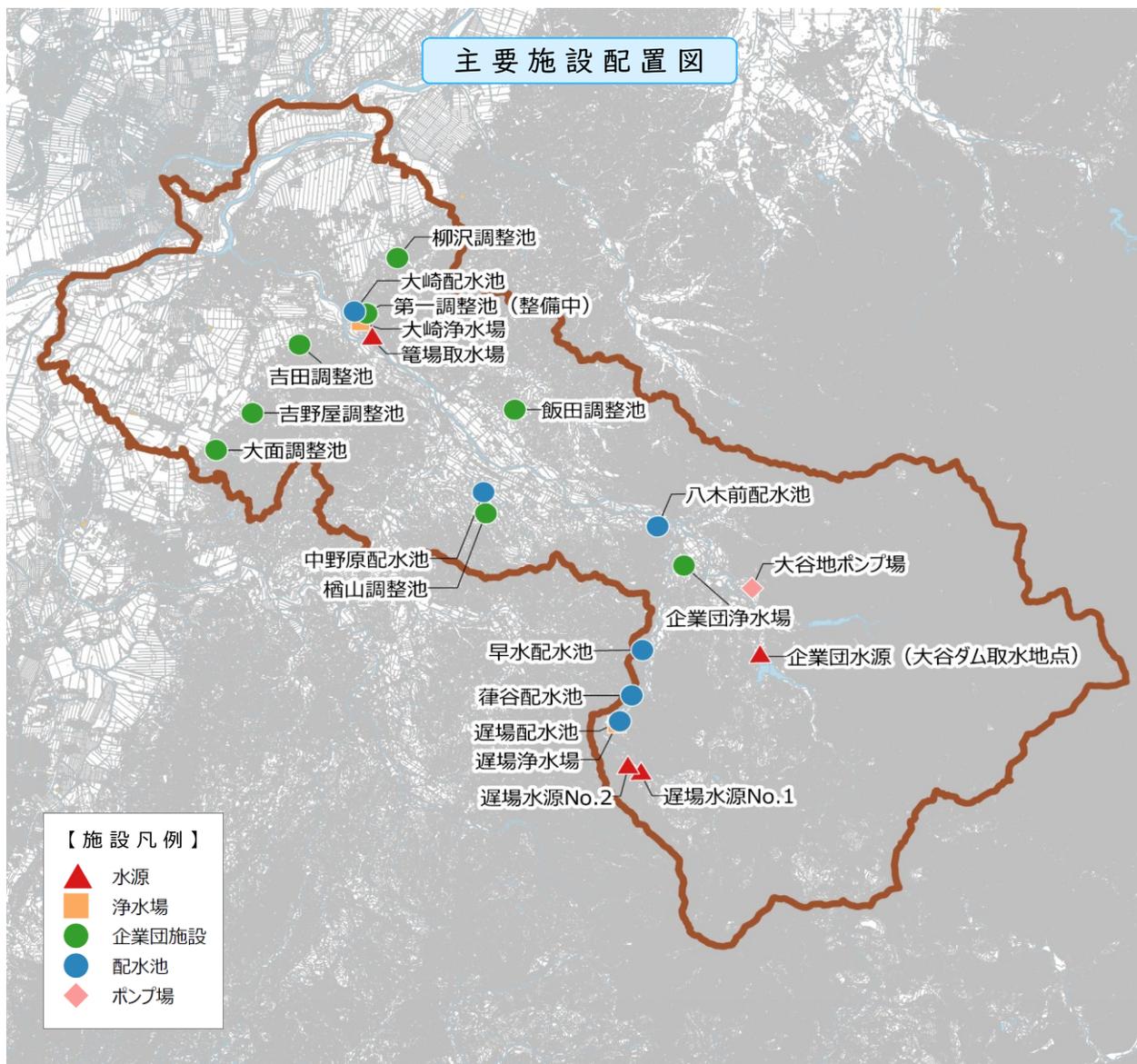


企業団

### 3-2. 浄水・配水施設の配置と地区別配水系統の状況

#### 1) 浄水・配水施設の配置状況

本市の水道施設は、浄水場2か所、配水池6か所、導送配水管延長784.5km（令和6年度末）です。



出典：国土地理院

## 第2章 事業の現状と課題

### 2) 地区別配水系統の状況

本市では、大崎浄水場系統及び遅場浄水場系統があります。また、企業団から受水する水道水は、大谷ダムから取水し、企業団浄水場で浄水処理した後、送水管で市内6か所の調整池に送水されています。それらの調整池から本市が管理する配水管により、各家庭等に配水しています。

現状の浄水から配水までの概要を各地区別、系統ごとに分けて示します。

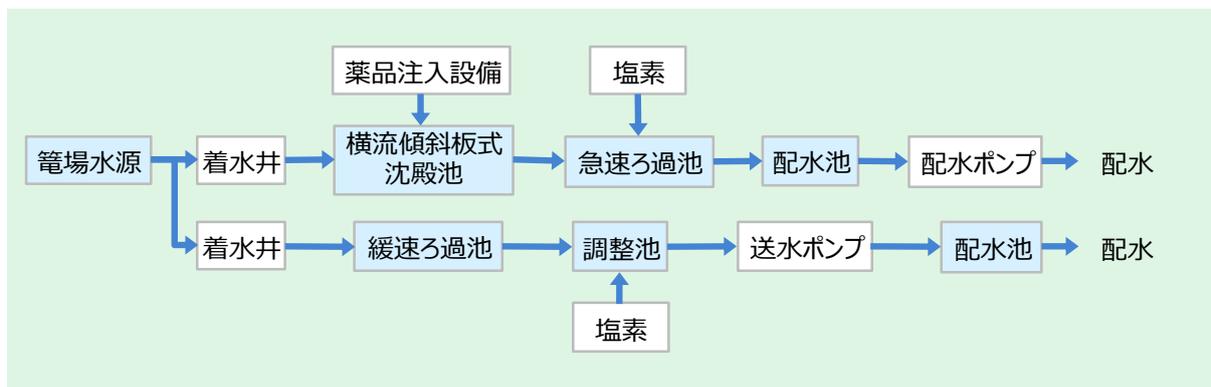
#### (1) 三条地区

大崎浄水場は、籠場取水場で五十嵐川の伏流水を取水した後、緩速ろ過及び急速ろ過の2種類の処理方式で浄水処理を行い、配水しています。

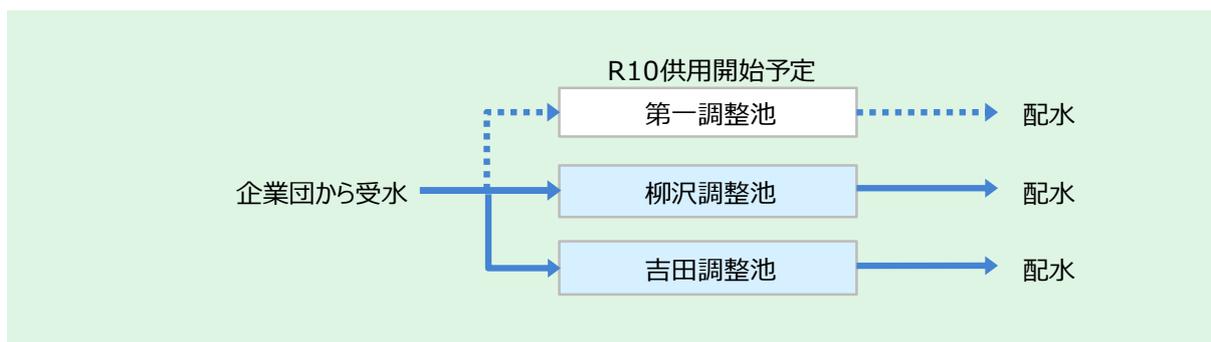
企業団からの浄水は、柳沢調整池及び吉田調整池に送られ、配水しています。

また、令和10年度供用開始に向けて第一調整池を整備しています。

#### 【大崎浄水場】



#### 【企業団】

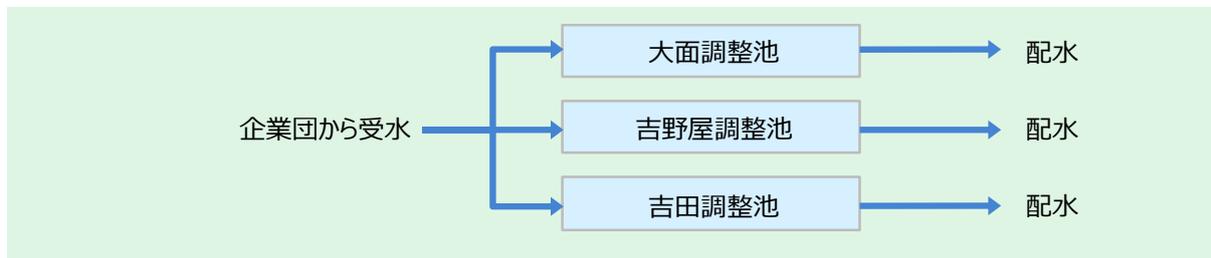


## 第2章 事業の現状と課題

### (2) 栄地区

企業団からの浄水は、大面調整池、吉野屋調整池及び吉田調整池に送られ、配水しています。

#### 【企業団】

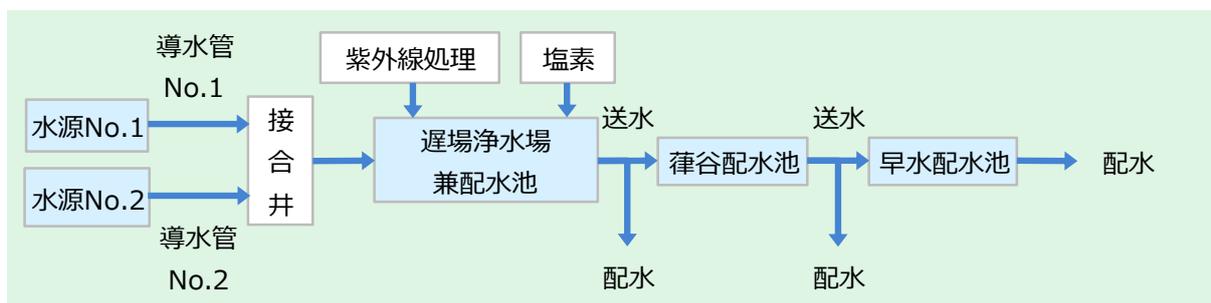


### (3) 下田地区

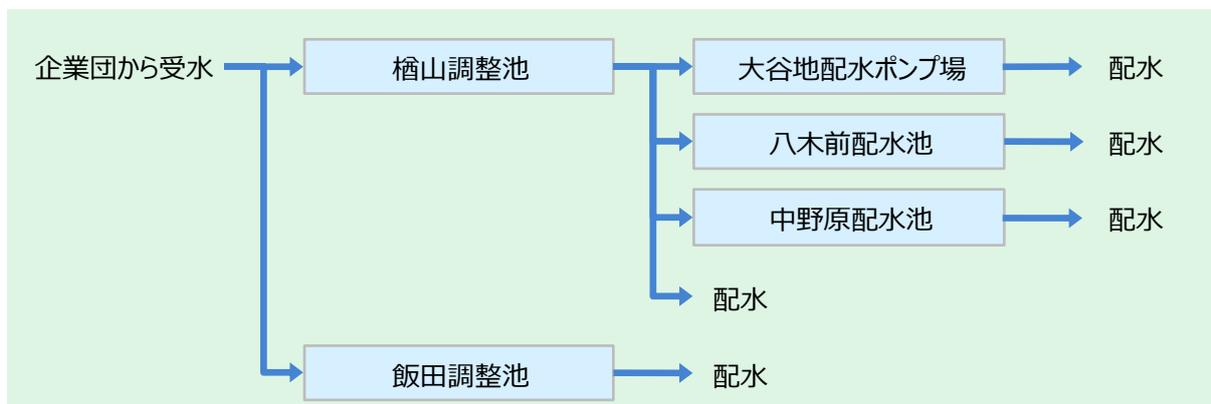
遅場浄水場は、牛野尾谷地域の守門川上流域の湧水を水源とし、紫外線処理等を行って、遅場、葎谷及び早水の各配水池へ送水し、配水しています。

企業団からの浄水は、檜山調整池及び飯田調整池に送られ、配水しています。

#### 【遅場浄水場】



#### 【企業団】



### 3) 管路延長等

配水管の総延長は、令和6年度末で777.5 kmとなっており、配水管の布設替等に伴い布設延長は毎年増減します。

配水管の種類別延長は、塩化ビニル管が321.4 km (41%)と最も長く、ダクタイル鋳鉄管 270.1 km (35%)、以下、耐衝撃性硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管及び鋼管の順となっています。なお、令和6年度以降、石綿セメント管からの給水はありません。

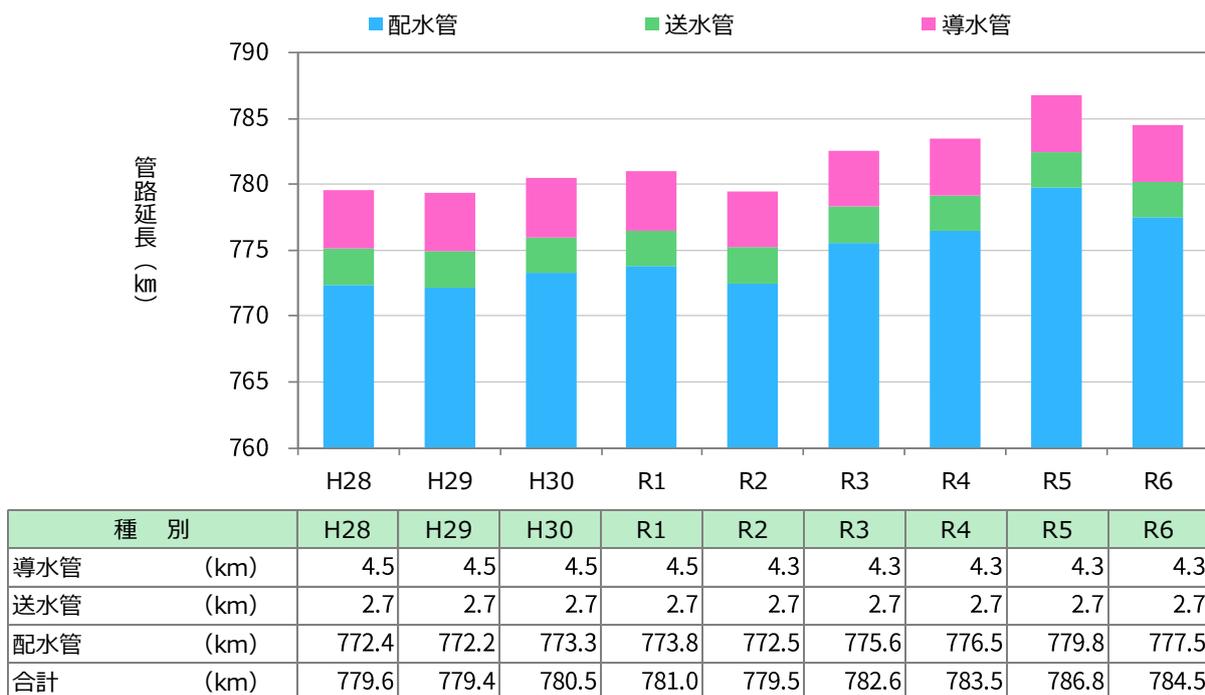


図 2.5 管路延長の推移

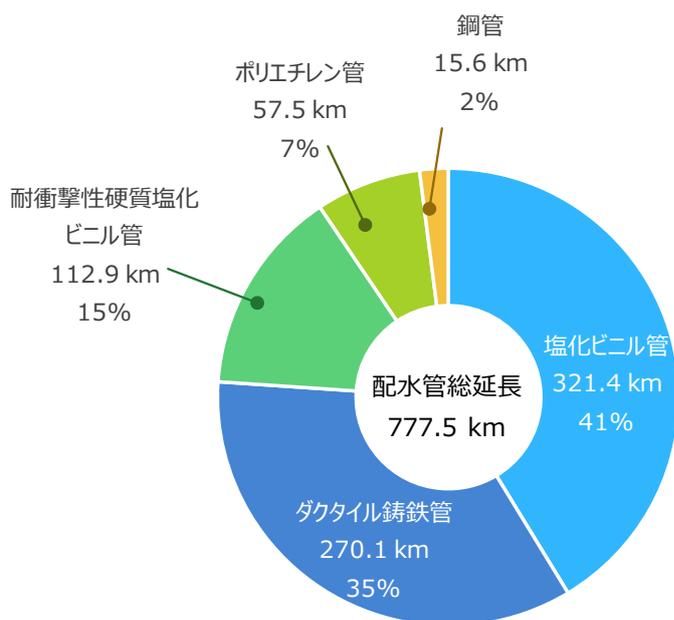


図 2.6 管種別布設延長 (令和6年度)

### 3-3. 資産状況（資産の健全度）

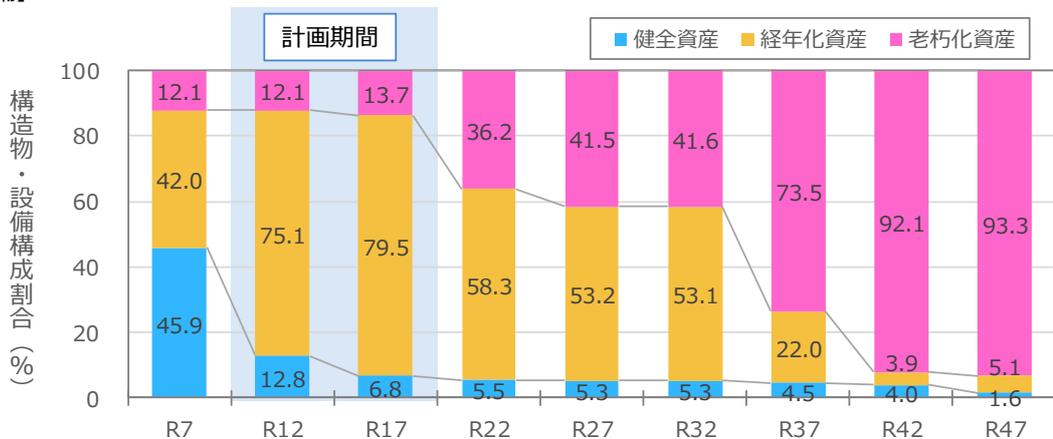
現有資産を「構造物及び設備」と「管路」に区分し、仮に今後、更新事業を全く実施しなかった場合、資産の健全度がどのように推移するかを図2.7に示します。資産整備後の経過年数により次の3分類としました。

健全資産（管路）：法定耐用年数超過前の資産（管路）  
 経年化資産（管路）：経過年数が法定耐用年数の1.5倍以内の資産（管路）  
 老朽化資産（管路）：経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた資産（管路）

構造物及び設備における老朽化資産の割合を見ると、本計画期間の最終年度である令和17年度は13.7%にとどまっていますが、令和22年度から令和32年度には40%程度となり、令和42年度以降は90%を超える見込みとなりました。管路における老朽化の割合を見ると、令和17年度は15.7%にとどまっていますが、令和47年度以降は80%を超える見込みとなりました。

構造物及び設備並びに管路とも、今後の更新を計画的に実施し、資産の健全度を維持していくとともに、効率的な運営に努める必要があります。

【構造物・設備】



【管路】

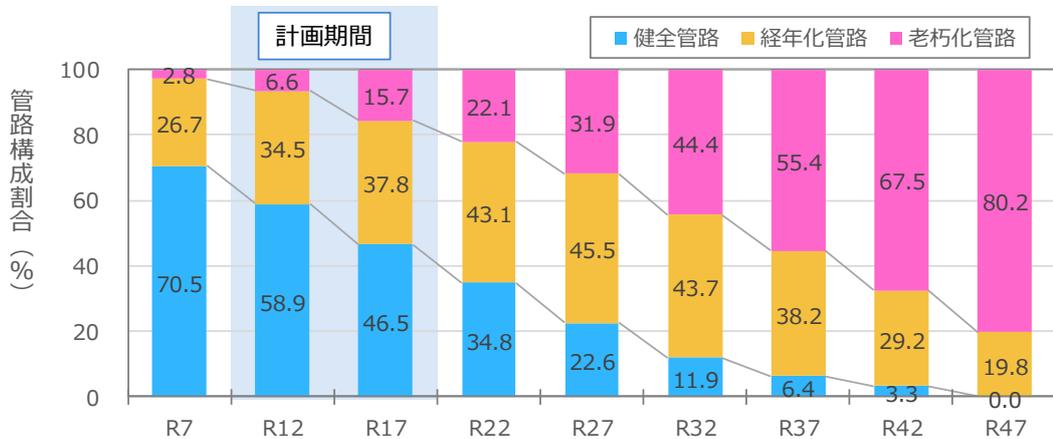


図 2.7 資産の健全度の推移

4

災害対策の現状と課題

4-1. 水道施設の過去の被災状況

本市では、平成16年10月の新潟県中越地震及び平成19年7月の新潟県中越沖地震において、管路の漏水や濁り等の被害を受けました。

平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨においては、大崎浄水場の緩速ろ過池へ土砂が流入し、浄水処理能力が低下しました。さらに、笠堀浄水場でも施設全体が土石流等に見舞われ復旧が困難となるなど、甚大な被害を受けました。また、企業団においても、取水している大谷ダムの原水が高濁度となったため、一時的に取水停止をせざるを得ない状態となり、企業団からの受水量の低下により、市内全域に断減水が発生しました。



被害を受けた笠堀浄水場

4-2. 施設の耐震化への取組

水道施設の耐震化への取組においては、管路の耐震化を最優先とし、脆弱な石綿セメント管の更新を年次的に実施した結果、令和5年度に全ての更新が完了しました。

しかしながら、管路全体における令和6年度末の耐震管延長は94.6 km、耐震化率は12.1%にとどまっています。災害時においても、生活に必要な不可欠な水道水を可能な限り供給できるよう、水道施設の耐震化を強化していく必要があります。

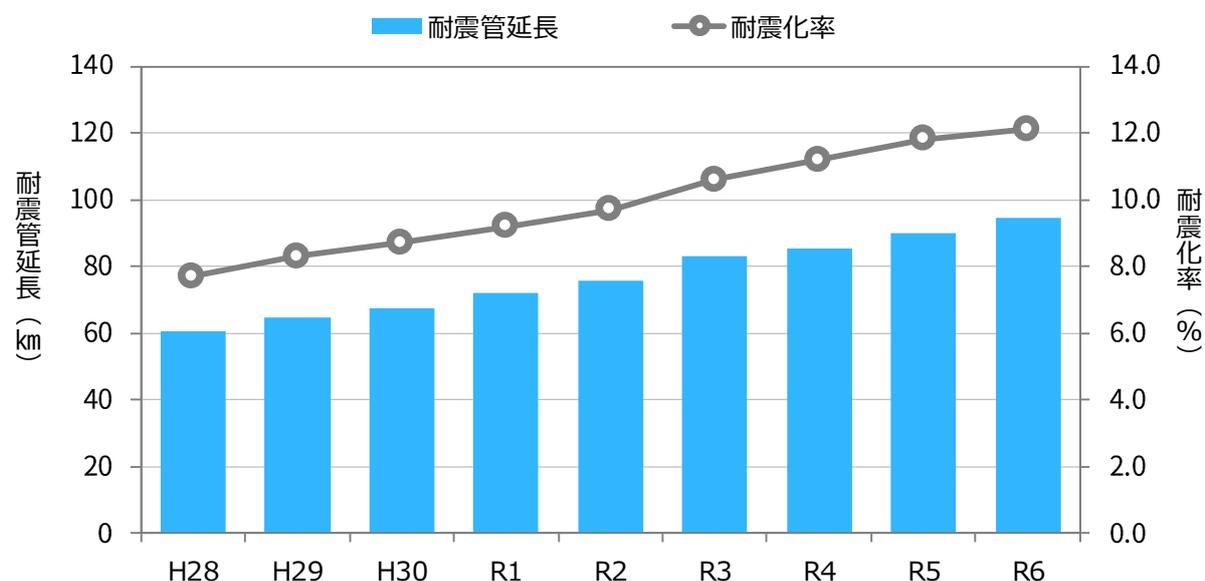


図 2.8 耐震管延長と耐震化率の推移

4-3. 危機管理への取組

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲に配置されており、多種多様な構造物、機器等により構成されています。このため、災害発生時には、減圧や断水等の被害が発生することは避けられないものと考えます。

本市では、三条市地域防災計画における上水道施設災害予防計画において、施設面及び体制面の災害予防対策並びに災害時連絡網の整備や応援協力体制の整備など具体的な行動計画を示し、この計画に基づいた災害対応マニュアルを作成しており、より具体的な予防対策、応急対策及び復旧対策の推進体制を整えています。

また、全国各地で地震や大雨などの自然災害が激甚化・頻発化していることから、市民生活や社会活動に欠かせないライフラインである水道の耐災害性を強化し、大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減する取組が必要です。

～自然災害による水道の被害状況～

主な地震による被害

発生日	地震名等	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	断水継続期間
平成7年1月17日	阪神・淡路大震災	7	7.3	約 130 万戸	約 3ヶ月
平成16年10月23日	新潟県中越地震	7	6.8	約 13 万戸	※ <sup>1</sup> 約 1ヶ月
平成19年7月16日	新潟県中越沖地震	6強	6.8	約 5.9 万戸	20日
平成20年6月14日	岩手・宮城内陸地震	6強	7.2	約 5.6 千戸	※ <sup>1</sup> 18日
平成23年3月11日	東日本大震災	7	9.0	約 256.7 万戸	※ <sup>1</sup> 約 5ヶ月
平成26年11月22日	長野県神城断層地震	6弱	6.7	約 1.3 千戸	25日
平成28年 4月14・16日	熊本地震	7	7.3	約 44.6 万戸	※ <sup>1</sup> 約 3ヶ月半
平成28年10月21日	鳥取県中部地震	6弱	6.6	約 1.6 万戸	4日
平成30年6月18日	大阪府北部を震源とする地震	6弱	6.1	約 9.4 万戸	2日
平成30年9月6日	北海道胆振東部地震	7	6.7	約 6.8 万戸	※ <sup>1</sup> 34日
令和3年2月13日	福島県沖の地震	6強	7.3	約 2.7 万戸	6日
令和4年3月16日	福島県沖の地震	6強	7.4	約 7.0 万戸	7日

※<sup>1</sup> 家屋等損壊地域、全戸避難地区、津波地区等を除く

主な大雨等による被害

時期	災害名等・地域	断水戸数	断水継続期間
平成30年 1～2月	1月22日からの大雪等、2月4日からの大雪等(北陸地方、中国四国地方)	約 3.6 万戸	12日
平成30年 7月	豪雨(広島県、愛媛県、岡山県等)	約 26.3 万戸	38日
平成30年 9月	台風第21号(京都府、大阪府等)	約 1.6 万戸	12日
	台風第24号(静岡県、宮崎県等)	約 2.0 万戸	19日
令和元年 9月	房総半島台風(千葉県、東京都、静岡県)	約 14.0 万戸	17日
令和元年10月	東日本台風(宮城県、福島県、茨城県、栃木県等)	約 16.8 万戸	33日
令和2年 7月	豪雨(熊本県、大分県、長野県、岐阜県、山形県等)	約 3.8 万戸	56日
令和3年 1月	1月7日からの大雪等(西日本等)	約 1.6 万戸	8日
令和4年 8月	令和4年8月3日からの大雨等(秋田県、山形県、新潟県、福井県等)	約 1.4 万戸	18日
令和4年 9月	台風第14号(熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県等)	約 1.3 万戸	9日
	台風第15号(静岡県)	約 7.6 万戸	13日
令和5年 1月	1月20日からの大雪等(石川県、三重県、大分県等)	約 1.4 万戸	8日

出典：令和4年度全国水道関係担当者会議（令和5年3月14日 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課）

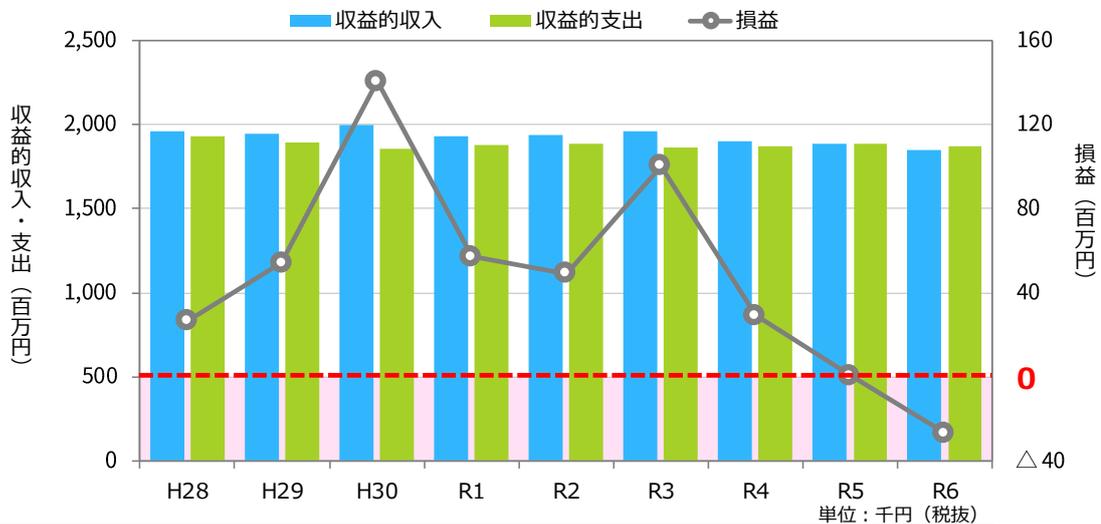
5

経営の状況と課題

5-1. 収益的収支

収益的収支は、経営活動に伴い発生した全ての収入とそれに対する全ての支出を基に、経営状態（収益性）を表したものです。

令和5年度までは黒字経営となっていました。令和6年度は料金収入の減少等により赤字経営となったため、利益剰余金で対応しました。今後も人口減少等による給水収益の減少傾向は続くものと考えられることから、有収率の向上やコストの削減のほか、料金改定による収益の確保などにより、経営の効率化を進めていく必要があります。



区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
収入	1 営業収益	1,868,578	1,860,021	1,904,244	1,833,422	1,836,620	1,841,180	1,799,977	1,785,811	1,747,604
	(1) 料金収入	1,849,190	1,840,057	1,874,153	1,797,835	1,808,258	1,815,125	1,774,409	1,763,257	1,722,702
	(2) その他	19,388	19,964	30,091	35,587	28,362	26,055	25,568	22,554	24,902
	2 営業外収益	89,013	87,129	95,380	99,351	101,926	122,673	94,883	92,144	100,689
	(1) 他会計繰入金	1,930	1,816	2,040	2,576	2,413	2,040	1,960	1,800	2,020
	(2) 長期前受金戻入	50,150	47,881	51,422	55,412	58,724	78,107	61,014	61,947	65,041
	(3) 水道加入金・その他	36,933	37,432	41,918	41,363	40,789	42,526	31,909	28,397	33,628
	3 特別利益	1,043	0	0	0	1	0	2,847	5,735	0
	小計 (A)	1,958,634	1,947,150	1,999,624	1,932,773	1,938,547	1,963,853	1,897,707	1,883,690	1,848,293
	支出	1 営業費用	1,888,981	1,849,376	1,816,495	1,832,108	1,810,435	1,826,463	1,831,103	1,839,031
(1) 人件費		205,277	188,354	177,813	173,292	155,547	141,194	138,235	132,053	143,425
(2) 物件費		1,150,148	1,129,788	1,092,515	1,105,264	1,090,688	1,088,993	1,127,101	1,139,254	1,121,048
(うち受水費)		854,806	854,806	785,139	787,290	781,183	781,183	781,183	776,961	774,838
(3) 減価償却費ほか		533,556	531,234	546,167	553,552	564,200	596,276	565,767	567,724	568,970
2 営業外費用		42,966	43,354	42,165	43,420	37,434	36,934	36,467	37,601	40,544
(1) 支払利息		42,538	41,850	40,450	38,929	37,184	35,896	35,882	36,706	39,068
(2) その他		428	1,504	1,715	4,491	250	1,038	585	895	1,476
3 特別損失		134	129	537	82	41,653	231	981	6,399	1,133
小計 (B)		1,932,081	1,892,859	1,859,197	1,875,610	1,889,522	1,863,628	1,868,551	1,883,031	1,875,120
損益 (A) - (B)	26,553	54,291	140,427	57,163	49,025	100,225	29,156	659	△ 26,827	
利益剰余金残高	1,101,708	1,155,999	1,296,427	1,353,590	1,402,615	1,502,840	1,531,996	1,532,655	1,505,827	

図 2.9 収益的収支と損益の推移

### 1) 給水原価と供給単価

給水原価は、水道水を1m<sup>3</sup>つくるために必要な経費(動力費、薬品費、維持管理費、人件費などの一般管理費や企業債利息など)を表したものです。対して、供給単価は、有収水量1m<sup>3</sup>当たりの平均料金単価を表したものです。

料金回収率は、給水原価に対する供給単価の割合で、給水原価が料金によってどの程度賄われているかを表したもので、料金回収率が100%を下回ると、給水に係る費用が水道料金以外の他の収入で賄われていることを意味しています。

給水原価と供給単価は、どちらも150円/m<sup>3</sup>前後で推移しています。料金回収率は、平成30年度、令和2年度及び令和3年度は100%を上回っているものの、その他は100%を下回っています。

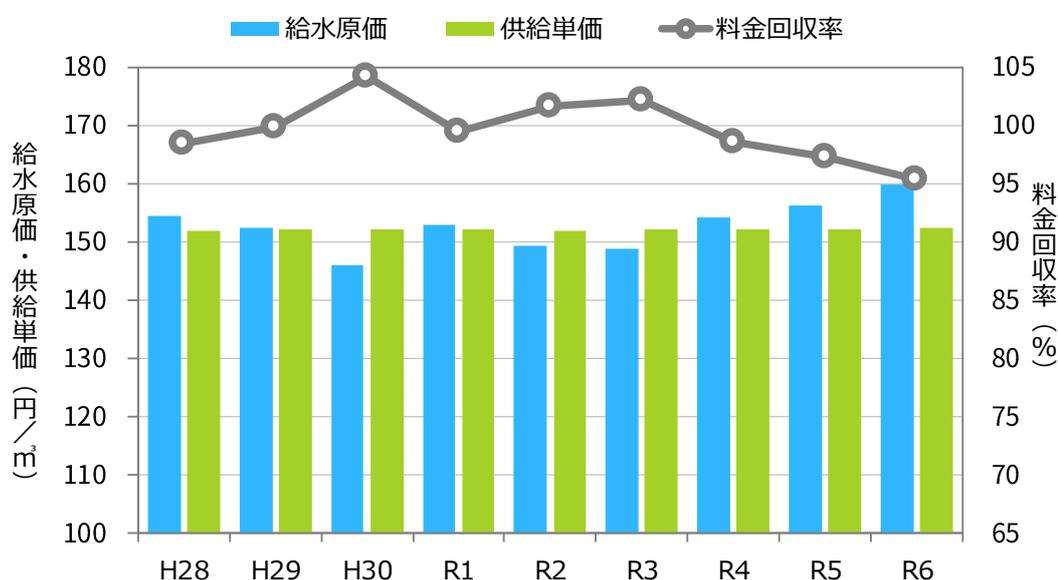


図 2.10 給水原価と供給単価の推移

## 2) 経常収支比率と営業収支比率

経常収支比率と営業収支比率は、収益性を見るための指標でこの比率が高いほど利益率が良いことを表しています。

経常収支比率は、令和5年度まで100%を超えており、健全な経営状況を維持していますが、令和6年度は100%を下回っています。

一方、営業収支比率は、平成29年度から令和3年度まで100%を超えていますが、それ以外は100%を下回っています。

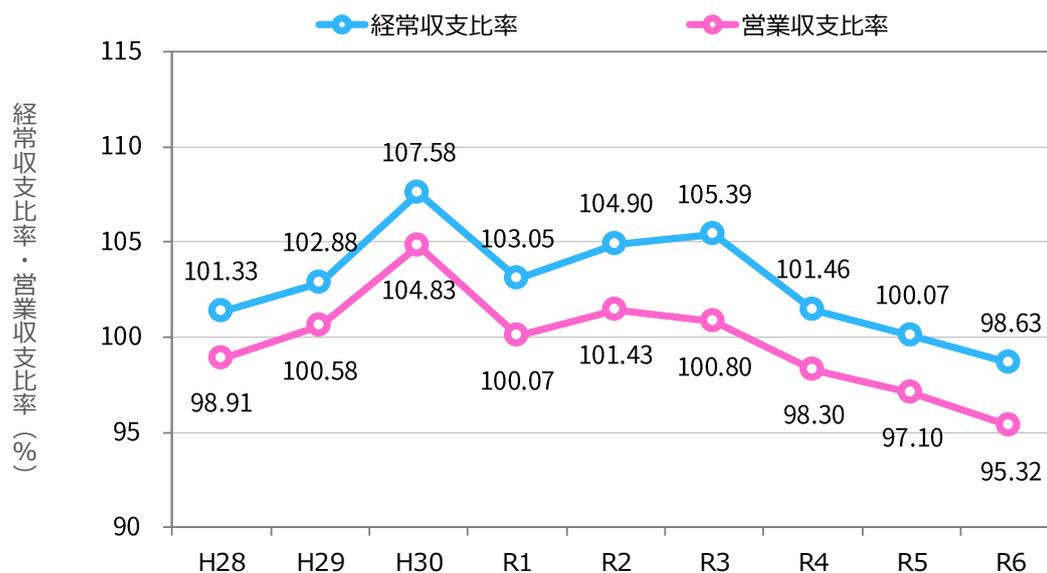


図 2.11 経常収支比率と営業収支比率の推移

## 5-2. 資本的収支

資本的収支は、浄水施設や老朽管路の更新など長期的な設備投資に係る費用や過去に借り入れた企業債の償還とその財源を表したものです。財源は企業債が大部分を占めており、収支で不足する額は損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しています。

今後、老朽管路の更新等により、建設改良費は更に増加することが見込まれることから、企業債発行額及び内部留保資金残高に留意し、計画的に更新工事等を進めていく必要があります。

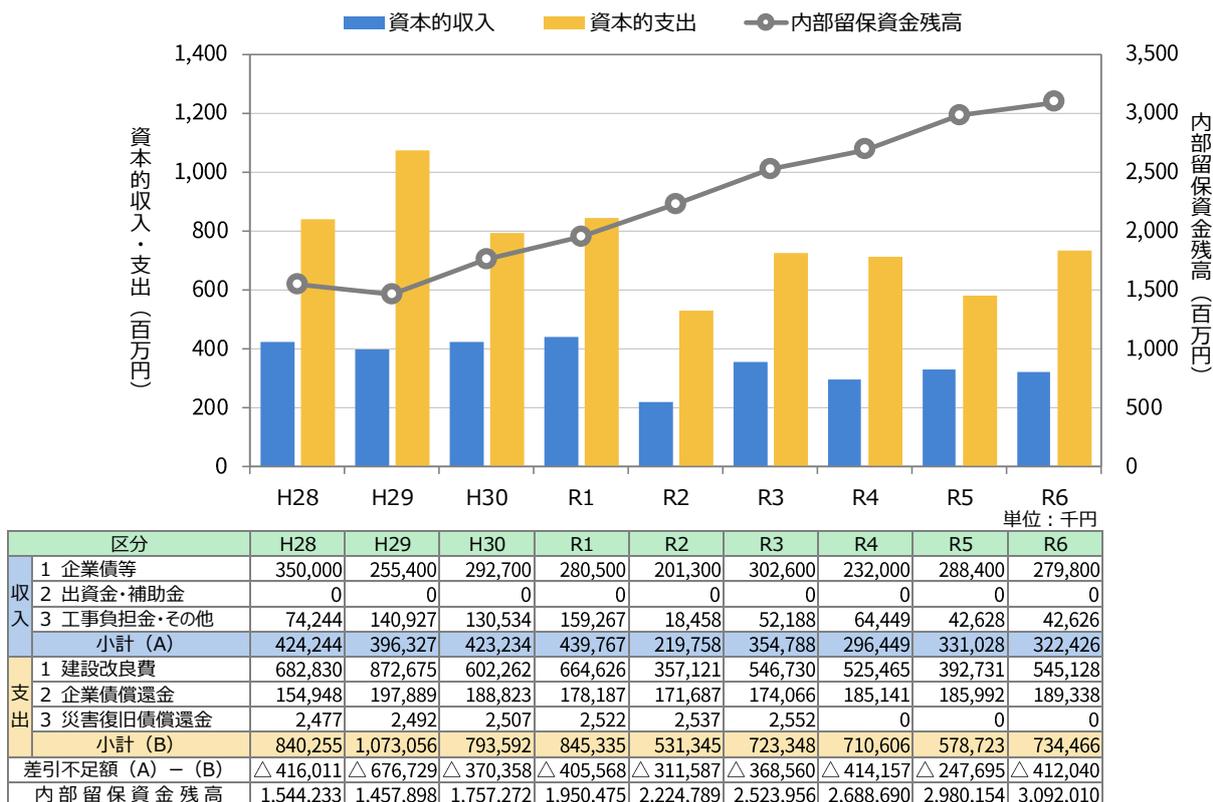


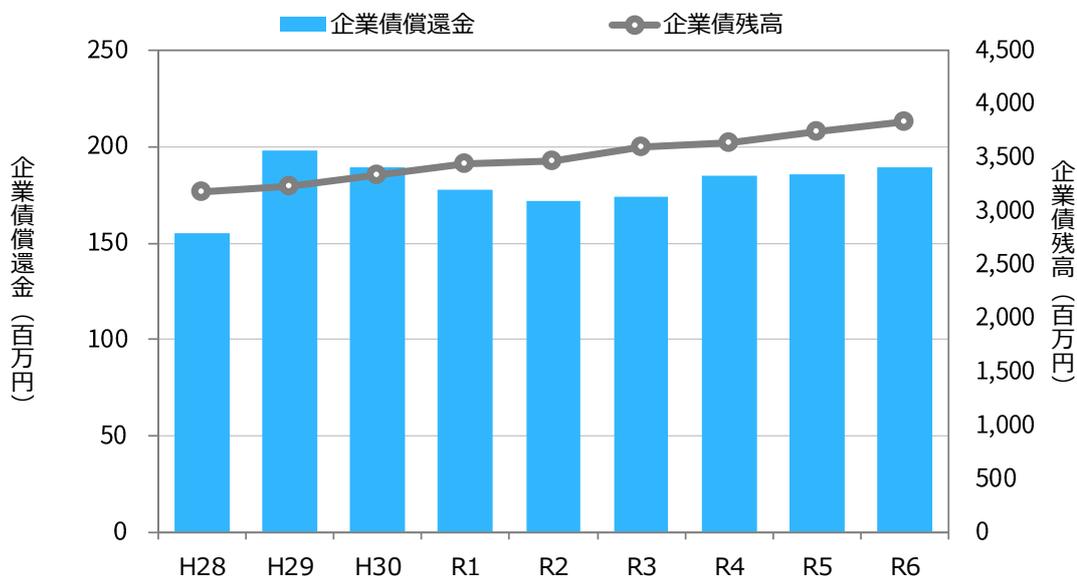
図 2.12 資本的収支と内部留保資金残高の推移

## 第2章 事業の現状と課題

### 1) 企業債の状況

長期借入金にあたる企業債の残高は、老朽管路の更新事業など、建設改良費の増加に伴い上昇している状況です。

今後も老朽管路の更新事業費等の増加に伴い、財源である企業債の借入額及び企業債残高の増加が見込まれます。



区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
企業債償還金 (百万円)	155	198	189	178	172	174	185	186	189
企業債残高 (百万円)	3,174	3,231	3,335	3,438	3,467	3,596	3,643	3,745	3,835

図 2.13 企業債償還金と年度末残高の推移

## 6

### 課題のまとめ

給水人口の減少に伴う料金収入の減少等により、収益的収支は令和6年度に赤字に転じており、その後も料金収入の減少が続いていきます。一方、水道施設の老朽化による健全度が年々悪化していくことから、コスト削減は継続していくものの、更新費用はますます増大していくことが見込まれます。

市民生活に欠くことのできない水道水を安全かつ安定的に供給していくためには、コスト削減や施設の長寿命化に努め、更なる経営の効率化を進めていくとともに、料金改定等による収益の確保がこれまでも増して必要であると考えます。

# 第 3 章 これまでの取組

前ビジョン第4章「水道事業の施策」の取組状況について整理しました。

## 基本方針1【安全】 安全で安定した水道水の供給

### 施策1 水源の確保・保全、水質管理の徹底

#### (1) 予備水源の確保

取組内容	災害時の異常水質（高濁度）にも対応できるように、予備水源（井戸水）の原水水質を継続的に監視し、維持管理に努めます。
------	---

#### 【取組状況】

- 定期的に予備水源（井戸水）の原水水質を検査し、維持管理に努めました。

#### (2) 水質の保全啓発

取組内容	水質事故による取水停止防止のため、「信濃川・阿賀野川両水系水質協議会」と連携し、油流出防止パンフレット等を配布するなど、住民の方々へ水質保全の協力が得られるよう啓発活動を行います。
------	--

#### 【取組状況】

- 本市が加盟する「信濃川・阿賀野川両水系水質協議会」と連携し、計画どおり啓発活動を実施しました。

業務指標等		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
啓発活動等実施回数 (回)	計 画	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	実 績	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	差	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 第3章 これまでの取組

#### (3) 水質管理の徹底

取組内容	法令に基づく水質検査を行うことはもとより、水質監視装置による水源水質の監視等により、水質異常を生じさせないよう徹底した水質管理を行います。
------	---

##### 【取組状況】

- 水質検査は、水道法で検査が義務付けられている全ての項目のほか、市独自でも検査を実施し、水質管理に努めました。

業務指標等		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
水質異常発生回数 (回)	計 画	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	差	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 施策2 水道施設の安全管理

#### (1) 施設の点検、維持管理

取組内容	<p>施設設備について日常の点検整備を引き続き行うとともに、老朽化が進んでいる施設の異常について、いち早く把握・復旧するため、遠方監視装置による機器等の常時監視を行うほか、施設のパトロールを行います。</p> <p>管路施設については遠方監視が難しく、また、給水区域が広範にわたる中で、民間事業者との連携による維持管理体制の強化について検討します。</p>
------	--

##### 【取組状況】

- 水道施設の日常点検を行い、施設の異常把握に努めました。
- 管路施設については、水道お客さまセンターによる水道メーター検針時の漏水調査を行い、維持管理体制の強化に努めました。
- 新たな取組として、衛星技術による漏水調査を実施し、早期修繕につなげました。

#### (2) 防犯監視設備の更新

取組内容	施設への侵入による水質異常等を防ぐため、水源地や配水池などに、フェンス等を増設・更新するとともに、監視カメラや赤外線センサーにより常時監視を行います。
------	---

##### 【取組状況】

- 水源地や配水池の防犯監視設備の更新等については、積雪の課題により通年的な効果が得られないため、再度検討することにしました。

業務指標等		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
防犯監視設備の整備	計 画	—	—	遅場水 源防護 柵設置	遅場浄 水場門 扉設置	葎谷 配水池 防護柵 設置	早水 配水池 防護柵 設置	八木前 配水池 門扉 設置	中野原 配水池 門扉 設置	籠場 配水池 防護柵 設置
	実 績	—	—	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置

## 基本方針2【強靱】 災害に対する強靱化の推進

### 施策1 水道施設の耐震化

#### (1) 管路の耐震化推進

取組内容	災害時の応急拠点になる避難所や救急医療機関への供給ルートを把握した上で、老朽度及び重要度を考慮した更新により計画的に耐震化を進めていきます。
------	--

#### 【取組状況】

- 災害時の応急拠点になる避難所や救急医療機関への供給ルートを踏まえた「三条市上下水道耐震化計画」及び老朽度・重要度を考慮した「三条市水道事業管路更新計画」を策定しました。
- 同時施工を予定していた国等の関連工事が減工したことや更新費用の高騰等により、計画に達しませんでした。

業務指標等		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
管路の耐震化率 (%) (耐震管延長/管路延長)× 100	計 画	7.9	8.5	9.3	10.0	10.7	11.4	12.1	13.0	13.8
	実 績	7.7	8.3	8.7	9.2	9.7	10.6	11.2	11.8	12.1
	差	△0.2	△0.2	△0.6	△0.8	△1.0	△0.8	△0.9	△1.2	△1.7

### 施策2 災害時対応の充実・強化

#### (1) 応急給水体制の確保

取組内容	日本水道協会新潟県支部による応援体制や、新潟市、燕市、見附市との緊急連絡管の整備など、これまでに整えてきた応援体制がより円滑に活動できるよう、定期的に訓練を行います。 また、給水車の購入や防災関係物資を充実させることにより、給水体制の強化を図ります。
------	--

#### 【取組状況】

- 日本水道協会新潟県支部との応援体制が確立されている中、水道お客さまセンターとの連携を含め、市の水害対応総合防災訓練に合わせて水道独自の訓練を実施しました。
- 給水タンクを計画どおり購入しました。(給水車は令和7年度に増車)

業務指標等		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
防災関係物資 の備蓄	計 画	—	—	給水タンク (1 m <sup>3</sup> ) 5基	給水タンク (1 m <sup>3</sup> ) 5基	—	—	—	—	—
	実 績	—	—	5	5	—	—	—	—	—

### 第3章 これまでの取組

#### (2) 災害復旧体制の確保

取組内容	<p>被災状況により、三条管工事業協同組合、日本水道協会新潟県支部関係団体など、多種多様な複数の団体から異なる応援を受けることが想定されることから、定期的に訓練を行うことにより、体制の確認を行います。</p> <p>また、応急復旧に係る資機材の調達については、取扱事業者の確認及び関係機関との連絡を密にするなど、迅速に応急復旧体制が確立できるよう努めます。</p>
------	--

#### 【取組状況】

- 三条管工事業協同組合と連携し、災害を想定した給水タンクの設置訓練のほか、配水管の応急復旧訓練等を実施しました。
- 日本水道協会新潟県支部の三条エリア団体（三条市、燕・弥彦総合事務組合、加茂市、田上町、三条地域水道用水供給企業団）と資機材の保有情報を共有するなど関係機関との連携を図りました。



給水タンク設置訓練



給水応援

## 基本方針3【持続】 健全な事業運営の持続

### 施策1 計画的な施設の更新

#### (1) 浄配水施設の長寿命化

取組内容	<p>企業団からの受水量が増大する令和10年度以降は、大崎浄水場の運転を縮小する予定であるため、浄水施設に関しては今後、必要最小限の更新に止め、既設施設の定期的な点検と維持補修により長寿命化を図り経費抑制に努めます。</p> <p>配水池等については定期的に点検を実施し、劣化状況に応じて補修による機能維持と長寿命化を図ります。</p>
------	--

#### 【取組状況】

- 浄水施設については、定期的な点検と維持補修を実施するなど、必要最小限の更新等により、適切な維持管理に努めました。
- 配水施設については、加圧ポンプや減圧弁等の定期的な点検を実施し、機能維持を図りました。

#### (2) 管路の更新

取組内容	<p>管路の漏水事故等による市民生活への影響を未然に防止するため、昭和30年代から昭和40年代にかけて埋設した耐震性の低い石綿セメント管や濁り水、水圧低下の発生原因である老朽鑄鉄管の更新を優先的に進めていきます。</p>
------	--

#### 【取組状況】

- 耐震性の低い石綿セメント管は、令和5年度に全て更新が完了しました。
- 管路の更新においては、同時施工を予定していた国等の関連工事が減工したことや更新費用の高騰等により、一部の年度を除き計画に達しませんでした。

業務指標等		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
管路更新延長 (km)	計画	5.5	4.0	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	5.6	5.6
	実績	6.2	3.9	3.0	4.3	3.7	4.3	3.5	2.0	1.9
	差	0.7	△0.1	△1.4	△0.1	△0.6	0.0	△0.8	△3.6	△3.7

## 施策2 収益の確保

### (1) 長期的な視点での水道料金の在り方の検討

取組内容	事業運営を持続していくため、将来の水需要や施設の更新費用及び内部留保財源などを総合的に勘案し、長期的な視点での水道料金の在り方を検討していきます。
------	---

#### 【取組状況】

- 長期的な収支の見通しについて、アセットマネジメントを実施するなど、継続的に調査・分析を行いつつ、水道料金の在り方を検討しています。

### (2) 収納率の向上

取組内容	未納防止策として口座振替での納付を推奨するとともにコンビニ収納についても周知し、料金納付の利便性の向上を図ります。また、未納者に対しては納付相談により納付意識の向上を促し、健全な収納サイクルを確立するとともに給水停止措置も実施し、未納対策に徹底して取り組んでいきます。
------	--

#### 【取組状況】

- 料金納付の利便性の向上を図るため、スマートフォン決済を導入しました。
- 未納者に対しては、納入相談等による納付意識の向上に努めるとともに給水停止措置の実施により、未納対策の強化に取り組んできましたが、令和4年度以降は計画に達しませんでした。

業務指標等		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収納率 (%) 収納済額÷調定額×100	計画	98.71	98.73	98.75	98.77	98.79	98.81	98.83	98.85	98.87
	実績	98.88	98.75	98.85	98.88	98.83	98.83	98.72	98.67	98.60
	差	0.17	0.02	0.10	0.11	0.04	0.02	△0.11	△0.18	△0.27

## 施策3 経営の効率化

### (1) コストの削減

取組内容	老朽施設の更新時期には、尾崎浄水場の廃止などのように水道施設全体のダウンサイジングの実施や施設の長寿命化による更新費用の抑制に努めます。 水道管の埋設工事では、浅層埋設とすることで発生する建設発生土の抑制を図ります。 さらに、料金徴収事務以外の部門においても、業務委託の導入を検討するとともに専門職員の適正配置を考慮した業務の効率化を図ります。
------	--

#### 【取組状況】

- 栄地区全域に企業団の給水が可能となったため、尾崎浄水場を廃止し、更新費用の抑制に努めました。

### 第3章 これまでの取組

- 管路の更新工事では、浅層埋設の実施や他工事と同時施工することで経費削減に努めました。
- 新たに、給水装置工事の申請窓口を水道お客さまセンターに委託し、業務の効率化を図りました。

業務指標等		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
経常収支比率 <sup>※1</sup> (%) (営業収益+営業外収益) / (営業費用+営業外費用) ×100	計画	100.58	100.16	100.81	100.06	98.89	97.94	97.00	97.73	96.32
	実績	101.33	102.88	107.58	103.05	104.90	105.39	101.46	100.07	98.63
	差	0.75	2.72	6.77	2.99	6.01	7.45	4.46	2.34	2.31
営業収支比率 <sup>※2</sup> (%) (営業収益-受託工事収益) / (営業費用-受託工事費) ×100	計画	97.99	98.10	98.19	97.64	96.70	96.00	95.29	96.30	95.16
	実績	98.91	100.58	104.83	100.07	101.43	100.80	98.30	97.10	95.32
	差	0.92	2.48	6.64	2.43	4.73	4.80	3.01	0.80	0.16

※1 経常収支比率は、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す指標。この比率が高いほど経常利益率が高いことを表し、これが100%未満であることは経常損失が生じていることを意味します。

※2 営業収支比率は、営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示す指標。この比率が高いほど営業利益率が良いことを表します。

#### (2) 定員適正化計画の推進

取組内容	水道事業に従事する職員数は、三条市定員適正化計画に基づく適正配置を行います。
------	--

##### 【取組状況】

- 職員数は、定員適正化計画に基づき適正配置に努めました。

業務指標等		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
職員数 (人)	計画	32	32	30	30	30	29	28	28	28
	実績	31	30	29	30	28	27	27	27	26
	差	△1	△2	△1	0	△2	△2	△1	△1	△2

#### (3) 有収率の向上

取組内容	老朽管の計画的な布設替えにより漏水を未然に防ぐとともに、漏水の早期発見・早期修繕のため、現在実施している漏水調査を引き続き実施し有収率の向上に努めます。
------	--

##### 【取組状況】

- 水道お客さまセンターによる水道メーター検針時の漏水調査や衛星技術による漏水調査を実施し、早期修繕につなげることで、有収率向上に努めましたが、一部の年度を除き計画に達しませんでした。

業務指標等		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
有収率 (%) (年間有収水量/年間配水量) ×100	計画	90.07	90.19	90.31	90.43	90.55	90.67	90.79	90.91	91.03
	実績	89.21	87.56	91.76	90.13	89.63	90.05	88.09	88.25	85.40
	差	△0.86	△2.63	1.45	△0.30	△0.92	△0.62	△2.70	△2.66	△5.63

## 施策4 事業運営体制の強化

### (1) 人材の確保と育成

取組内容	<p>適正な人員配置、育成に責任を持って取り組みます。</p> <p>日本水道協会等が主催する各種研修への参加やOJT（職場訓練）等を通して水道技術・ノウハウについて、中長期の視点で人材育成を行います。さらに、部門別に体系化したマニュアル等を整備し、情報の共有化を図り、着実に技術等の継承が行える体制を構築します。</p>
------	---

#### 【取組状況】

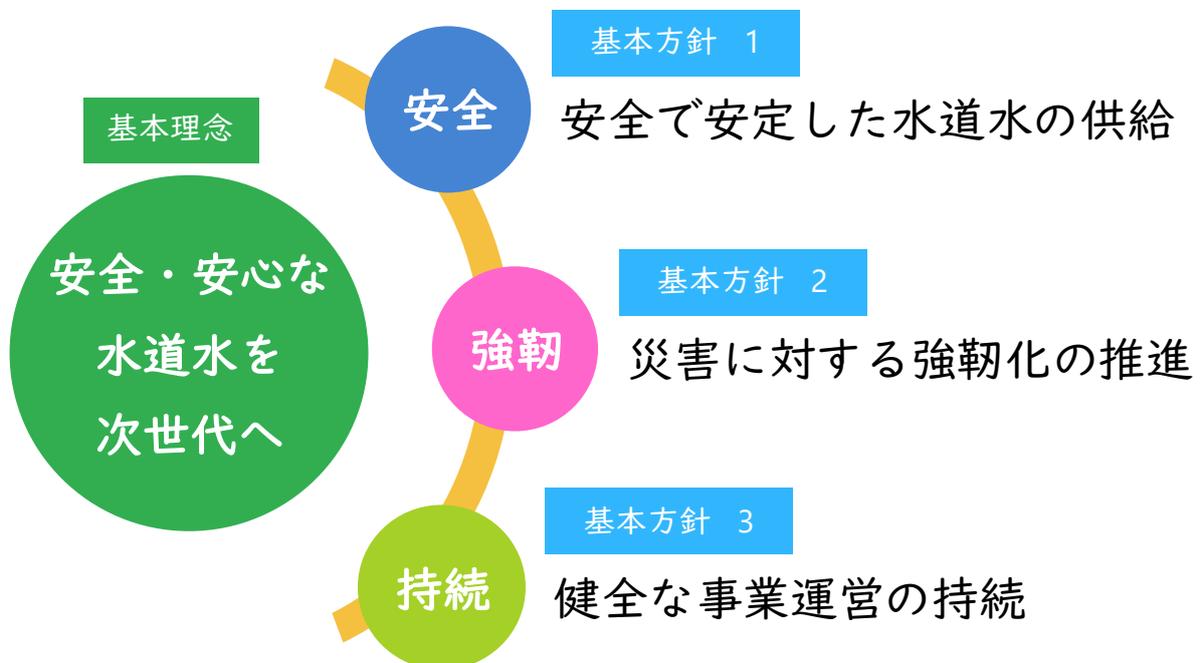
- 令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症により研修が中止となりましたが、それ以外は水道技術や経営に関する研修に参加したことで計画を達成し、人材育成につながりました。

業務指標等		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
研修参加人数（人）	計画	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	実績	9	6	6	9	0	0	10	11	18
	差	3	0	0	3	△6	△6	4	5	12

## 第 4 章 基本理念と基本方針

前ビジョンにて、「安全・安心な水道水を次世代へ」を基本理念として掲げ、基本方針を「安全で安定した水道水の供給」、「災害に対する強靱化の推進」、「健全な事業運営の持続」と設定し、その実現に向かって取り組んできました。

近年、水道事業を取り巻く環境や社会情勢は目まぐるしく変化していますが、「人が生きていく上で欠かせない水道水をお客様に対して、将来にわたり安全・安心で安定的に供給していく」という普遍的な目的を達するため、前ビジョンの基本理念及び基本方針を継承します。



## 第 5 章 施策と主な取組

基本理念の実現のために推進する施策と主な取組は、次表に示すとおりです。

これまで推進してきた従来の取組に加え、近年の水道業界の傾向を踏まえて、新たな取組を策定し、これらを着実に実行することで、安全・強靱・持続的な水道事業を目指します。

表 5.1 推進する施策と主な取組

基本方針	No.	施策	主な取組	施策区分
【安全】 安全で安定した 水道水の供給	1	水源の確保・保全、 水質管理の徹底	(1) 予備水源の確保	継続
			(2) 水質の保全啓発	継続
			(3) 水質管理の徹底	継続
	2	水道施設の 安全管理	(1) 施設の点検、維持管理	継続
			(2) 維持管理体制の強化	見直し
	3	適切な水道施設の 更新	(1) 浄配水施設の更新	継続
【強靱】 災害に対する 強靱化の推進	1	水道施設の耐震化	(1) 管路の耐震化推進	継続
	2	災害時対応の 充実・強化	(1) 応急給水体制の確保	継続
			(2) 災害復旧体制の確保	継続
【持続】 健全な事業運営 の持続	1	経営の効率化	(1) コストの削減	継続
			(2) 施設の効率的な運営	見直し
			(3) 有収率の向上	継続
	2	事業運営体制の 強化	(1) 職員の人材育成	継続
			(2) 大崎浄水場の監視体制 の効率化	新規
	3	広域連携の検討	(1) 他事業体との連携	新規
	4	民間活力の導入に 向けた取組	(1) 民間活力の導入検討	新規
	5	収益の確保	(1) 収納率の向上	継続
			(2) 水道料金改定の検討	継続

## 安全 基本方針1 安全で安定した水道水の供給

お客様から安心して水道水を使用していただくために、水源の確保及び汚染防止を図り、施設と水質の適正な管理を徹底することは、水道事業への信頼の根幹に関わるものです。

そのため、安定した水源の確保や水源保全の啓発を行うとともに、管路を含む配水施設の計画的な更新及び管理により、安定した水道水の供給に努めます。

### 施策1 水源の確保・保全、水質管理の徹底

#### (1) 予備水源の確保

大崎浄水場においては、災害時の異常水質（高濁度）にも対応できるように、予備水源（井戸水）の原水水質を継続的に監視し、適切な維持管理に努めます。

#### (2) 水質の保全啓発

水質事故による取水停止防止のため、「信濃川・阿賀野川両水系水質協議会」と連携し、油流出防止パンフレット等を配布するなど、住民の方々から水質保全の協力が得られるよう啓発活動を行います。

#### 【事業・取組の目標】

業務指標等	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
啓発活動等実施回数（回）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

#### (3) 水質管理の徹底

法令に基づく水質検査を行うことはもとより、水質監視装置による水源水質の監視等により、水質異常を生じさせないよう徹底した水質管理を行います。

### 施策2 水道施設の安全管理

#### (1) 施設の点検、維持管理

水道施設については、異常をいち早く把握・復旧するため、日常の点検を引き続き行っていきます。

また、水道施設台帳は、維持管理、計画的な更新、災害対応、広域連携及び官民連携の推進等の基礎となる情報です。点検等を通じて施設の状態を適切に把握した上で、水道施設台帳の更新及び最適化を行っていきます。

### (2) 維持管理体制の強化

管路施設については、給水区域が広範にわたり、遠方監視が難しい中で、ますます老朽化が進行することが想定されます。そのため、限られた職員数の中での適正管理には限界があることから、民間活力を検討していきます。

## 施策3 適切な水道施設の更新

### (1) 浄配水施設の更新

企業団からの受水量が増大する令和10年度以降、大崎浄水場は施設規模を縮小するため、必要最小限の更新に留めるとともに、その他の施設も含め定期的な点検と維持補修に努めます。

また、管路の更新については、「三条市水道事業管路更新計画」等に基づき、着実に進めていきます。

#### 【主な取組の目標】

業務指標等	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	計
管路の更新延長 (km)	5.0	2.9	2.6	4.8	4.0	5.0	4.9	3.7	7.4	8.0	48.3

## 強 靱 基本方針2 災害に対する強靱化の推進

災害に強い水道施設を構築するため、管路の耐震化を最優先に進めるとともに、水道事業組織の災害時対応力の強化に努めます。

### 施策1 水道施設の耐震化

#### (1) 管路の耐震化推進

管路の耐震化については、「三条市水道事業管路更新計画」等に基づき、老朽度及び重要度を考慮した計画的な更新を進めていきます。その際、耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管やポリエチレン管などの耐震管を使用し、管路の耐震化を推進していきます。



管路の耐震化

#### 【事業・取組の目標】

業務指標等	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
管路の耐震化率 (%)	13.1	13.4	13.8	14.4	14.9	15.5	16.2	16.6	17.6	18.6

### 施策2 災害時対応の充実・強化

#### (1) 応急給水体制の確保

日本水道協会新潟県支部による応援体制や、新潟市、燕市及び見附市との緊急連絡管など、これまでに整えてきた応援体制がより円滑に活動できるよう、定期的に訓練を行います。

また、防災関係物資の充実により、応急給水体制の強化を図ります。

#### 【主な取組の目標】

業務指標等	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
防災関係物資の更新等	—	給水タンク 1 m <sup>3</sup> 10基	給水タンク 1 m <sup>3</sup> 10基	給水タンク 1 m <sup>3</sup> 5基	—	—	—	—	—	—

#### (2) 災害復旧体制の確保

被災状況により、日本水道協会新潟県支部など、多種多様な団体から応援を受けることが想定されることから、日本水道協会主催の合同防災訓練等に積極的に参加し、迅速に災害復旧体制が確立できるよう努めます。

また、関係機関との連携強化により、応急復旧に係る資機材の迅速な調達に努めていきます。

## 持 続 基本方針3 健全な事業運営の持続

将来にわたり事業を継続するため、老朽施設の長寿命化や計画的な施設の更新などを進め、経営の効率化に努めます。

### 施策1 経営の効率化

#### (1) コストの削減

老朽施設の更新時期には、水道施設のダウンサイジングの実施や施設の長寿命化により更新費用の抑制に努めます。

管路を更新する際は、他工事と同時施工することで工事費の削減が見込まれることから、引き続き、関係機関との情報共有の徹底に努めます。

#### (2) 施設の効率的な運営

大崎浄水場については、企業団受水量と市内の供給量とのバランスを見極めながら、廃止を含めた同施設の在り方について検討し、経営の効率化に努めていきます。

その他の施設についても、それぞれの給水区域の水需要等を考慮した上で、最適な在り方を検討します。

また、水需要の減少を見据え、管路更新時に可能な範囲で口径のダウンサイジングを行い、事業費の抑制に努めます。

#### (3) 有収率の向上

有収率が低い主な原因として管路の老朽化に伴う漏水が考えられます。老朽管を計画的に更新することで漏水を未然に防ぐとともに、デジタル技術の活用などにより、漏水の早期発見・早期修繕に努め、有収率の向上を図ります。

#### 【主な取組の目標】

業務指標等	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
有収率 (%)	86.46	87.05	87.64	88.23	88.82	89.41	90.00	90.59	91.18	91.76



漏水調査

## 施策2 事業運営体制の強化

### (1) 職員の人材育成

職員一人一人の企業意識の向上や技術力の維持・継承を図ることで、持続的な事業運営を行える職員の人材育成に努めます。

具体的には、日本水道協会等が主催する各種研修への積極的な参加やOJT（職場訓練）に取り組みます。

#### 【主な取組の目標】

業務指標等	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
研修参加人数（人）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

### (2) 大崎浄水場の監視体制の効率化

令和10年度以降に予定している大崎浄水場の施設規模の縮小に伴い、人員の適正化につながる監視制御設備の構築に関する検討を行います。

## 施策3 広域連携の検討

### (1) 他事業体との連携

新潟県が策定した『新潟県水道広域化推進プラン』において、本市は新潟圏域として、近隣水道事業者との広域化がハード面及びソフト面における選択肢の一つとして示されました。新潟県と連携しながら関係する団体等と情報共有を図り、広域化に向けた具体的な取組を検討していきます。

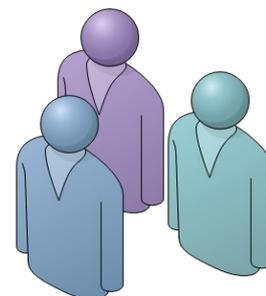


表 5.2 広域連携の具体的な取組例

具体的な取組	概要
資機材の共同購入や共同での漏水調査	修繕資材の共同購入や専門的な漏水調査を共同で実施し、コストを抑えつつ迅速な対応を目指します。
職員の技術力向上に向けた合同研修	職員合同の研修により、技術力向上と質の高いサービス提供につながります。

## 施策4 民間活力の導入に向けた取組

### (1) 民間活力の導入検討

将来に向けて、限られた職員数での効率的な事業運営・給水サービス向上を目指していくため、官民連携手法の導入について検討していきます。

表 5.3 想定される官民連携手法

手法	概要
包括委託	複数の個別業務を一体化して委託する方式 <b>例)水道施設維持管理業務、漏水調査業務、漏水修繕業務等</b>
小規模管路 DB	公共が資金を調達し、民間が設計・施工を一体的に実施する方式 <b>例)管路の設計・施工の一括発注等</b>

## 施策5 収益の確保

### (1) 収納率の向上

未納防止策として口座振替での納付を推奨するとともに、コンビニ収納やスマートフォン決済についても周知するなど、料金納付の利便性の向上を図ります。また、未納者に対しては、納付相談により納付意識の向上を促し、健全な収納サイクルを確立するとともに、給水停止措置も実施し、未納対策に徹底して取り組んでいきます。

#### 【事業・取組の目標】

業務指標等	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収納率 (%)	98.72	98.74	98.76	98.78	98.80	98.82	98.84	98.86	98.88	98.90

### (2) 水道料金改定の検討

第6章「財政計画」で示すとおり、令和8年度以降は水道料金収入で費用を賄えず赤字経営となっており、引き続き赤字が毎年拡大し、事業の財政状況が更に悪化することが想定されます。

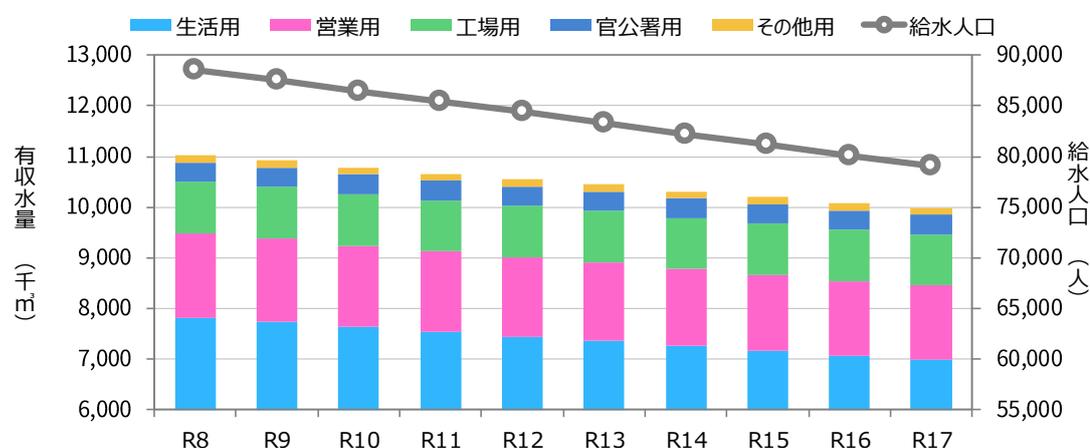
引き続きコスト削減などの経営の効率化を進めていきながら、令和10年度に予定されている企業団の料金改定の内容を踏まえ、本市水道事業の財政状況を勘案した中で、水道料金の改定についても検討していきます。

# 第 6 章 財政計画

## 1 収益的収支計画

### 1-1. 給水人口と有収水量

給水人口は減少傾向にあり、将来にわたりこの傾向が継続する見通しです。また、水需要についても、人口減少や節水機器の普及等により、有収水量の減少が続く見通しです。



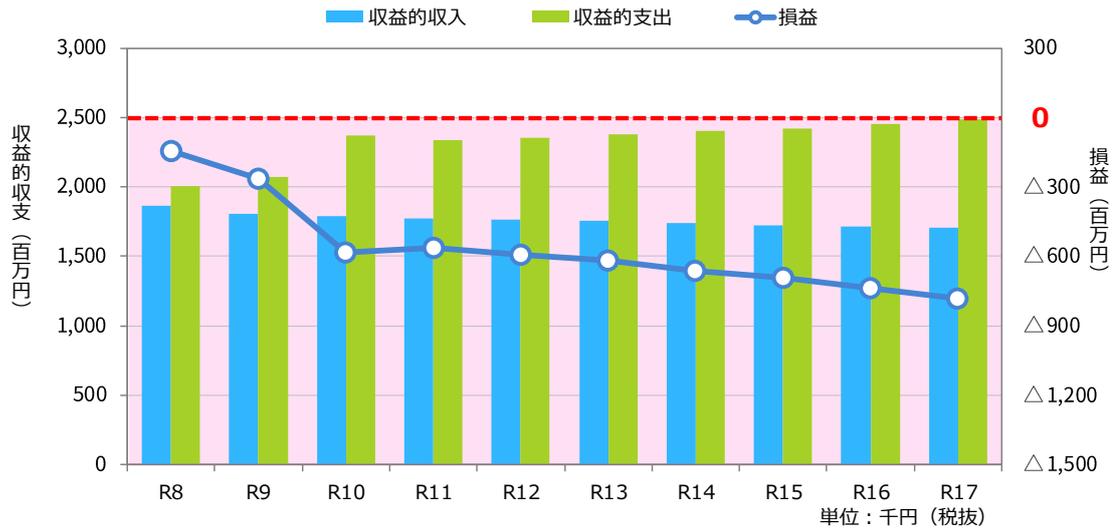
項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
給水人口 (人)	88,547	87,504	86,460	85,417	84,371	83,304	82,237	81,170	80,102	79,033
有収水量 (千m³)										
生活用 (千m³)	7,818	7,747	7,634	7,542	7,449	7,375	7,261	7,167	7,073	6,997
営業用 (千m³)	1,660	1,638	1,607	1,582	1,557	1,538	1,510	1,488	1,467	1,451
工場用 (千m³)	1,014	1,016	1,014	1,014	1,014	1,016	1,014	1,014	1,014	1,016
官公署用 (千m³)	385	386	385	385	385	386	385	385	385	386
その他用 (千m³)	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138
計 (千m³)	11,015	10,925	10,778	10,661	10,543	10,453	10,308	10,192	10,077	9,988

図 6.1 給水人口と年間有収水量の推移

- ・ 将来の給水人口は、国立社会保障・人口問題研究所が推計した『日本の地域別将来推計人口』をベースに令和6年度給水人口実績を鑑みて算定
- ・ 将来の有収水量は、用途別（生活用、営業用、工場用、官公署用、その他用）に、直近10年間の実績を用いて時系列傾向分析により推計
- ・ 生活用有収水量は「生活用原単位×給水人口」により算出し、生活用原単位を時系列傾向分析により推計

1-2. 収益的収支計画

人口減少等による給水収益の減少に対し、物価高騰等により支出が増加することから、収益的収支（損益）は減少傾向となることが見込まれます。令和8年度以降は、水道料金収入で費用を賄えず赤字経営となっており、引き続き赤字が毎年拡大していくとともに、令和10年度には企業団の料金改定も予定されていることから、本市の財政状況が更に悪化することが想定されます。



区分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
<b>収入</b>										
1 営業収益	1,441,715	1,704,680	1,682,107	1,664,138	1,646,337	1,632,721	1,610,511	1,592,821	1,575,242	1,561,878
(1) 料金収入	1,402,094	1,665,150	1,642,577	1,624,608	1,606,807	1,593,191	1,570,981	1,553,291	1,535,712	1,522,348
(2) その他	39,621	39,530	39,530	39,530	39,530	39,530	39,530	39,530	39,530	39,530
2 営業外収益	419,796	104,000	104,239	111,264	115,711	122,503	127,619	133,040	139,477	140,958
(1) 他会計繰入金	318,597	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760
(2) 長期前受金戻入	64,603	64,644	64,883	71,908	76,355	83,147	88,263	93,684	100,121	101,602
(3) 水道加入金・その他	36,596	36,596	36,596	36,596	36,596	36,596	36,596	36,596	36,596	36,596
3 特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計 (A)	1,861,511	1,808,680	1,786,346	1,775,402	1,762,048	1,755,224	1,738,130	1,725,861	1,714,719	1,702,836
<b>支出</b>										
1 営業費用	1,931,967	1,971,506	2,246,195	2,198,561	2,202,626	2,213,280	2,227,905	2,234,383	2,258,643	2,279,703
(1) 人件費	161,711	155,133	156,533	157,945	154,466	150,911	147,282	143,577	144,873	146,181
(2) 物件費	1,207,424	1,208,555	1,467,689	1,410,954	1,413,873	1,416,868	1,419,836	1,414,012	1,417,098	1,420,263
(うち受水費)	774,838	774,838	1,031,167	1,031,167	1,031,167	1,031,167	1,031,167	1,022,298	1,022,298	1,022,298
(3) 減価償却費ほか	562,832	607,818	621,973	629,662	634,287	645,501	660,787	676,794	696,672	713,259
2 営業外費用	74,007	103,812	121,310	139,499	150,562	161,970	172,973	184,331	195,513	206,592
(1) 支払利息	73,093	102,963	120,461	138,650	149,713	161,121	172,124	183,482	194,664	205,743
(2) その他	914	849	849	849	849	849	849	849	849	849
3 特別損失	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
小計 (B)	2,006,064	2,075,408	2,367,595	2,338,150	2,353,278	2,375,340	2,400,968	2,418,804	2,454,246	2,486,385
損益 (A) - (B)	△144,553	△266,728	△581,249	△562,748	△591,230	△620,116	△662,838	△692,943	△739,527	△783,549

※令和8年度の料金収入は、物価高騰対応水道料金負担軽減事業として国の交付金を活用し、基本料金を6か月間全額減免とすることを前提とした額を見込んでいます。また、他会計繰入金は、同事業にかかる費用を一般会計から繰り入れる額を含めた収入を想定しています。

※受水費については、令和10年度以降の費用が未確定であることから、令和4年度に企業団が提示した費用に物価高騰を考慮したものと仮定しています。

図 6.2 収益的収支の推移



## 2 資本的収支計画

### 2-1. 投資計画

安全・安心な水道水を次世代へつなげるため、施設の更新や管路の耐震化の推進等を踏まえ、次のとおり投資計画を策定しました。

表 6.1 年度別投資計画

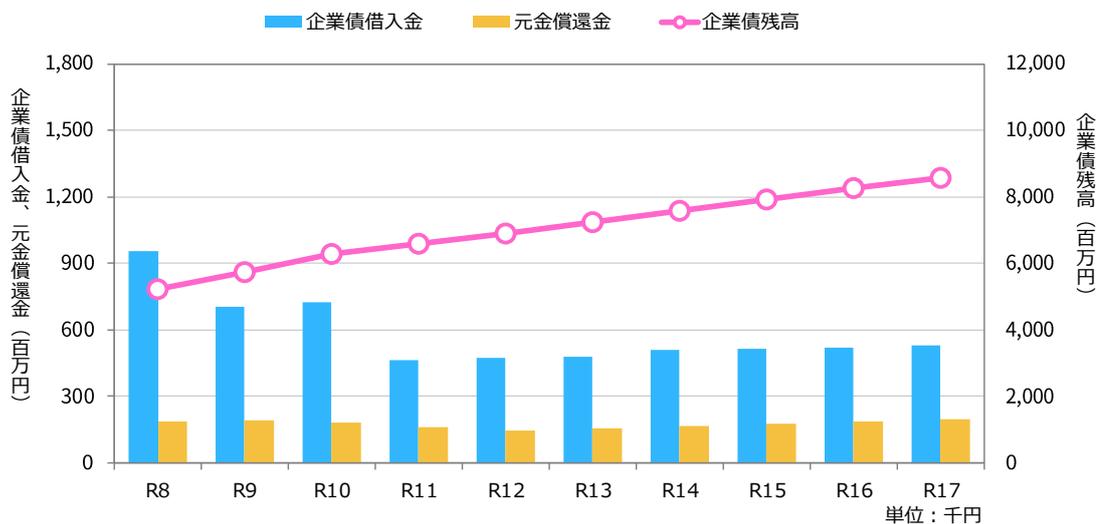
単位：千円

区分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	合計
浄水施設費	8,008	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	39,000	39,000	39,000	39,000	244,008
配水施設費	14,400	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	46,000	46,000	46,000	46,000	333,400
管路工事費	936,100	1,008,000	1,021,000	1,000,000	1,004,000	1,003,000	1,006,000	997,000	999,000	1,001,000	9,975,100
消火栓施設費	6,980	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	69,980
固定資産購入費	1,041	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	19,041
合計	966,529	1,060,000	1,073,000	1,052,000	1,056,000	1,055,000	1,100,000	1,091,000	1,093,000	1,095,000	10,641,529

### 2-2. 企業債残高

企業債残高は令和8年度末で約52.3億円を見込んでおり、増大する施設更新費用の財源に充てるため、今後も増加傾向が想定されます。

将来世代に過度な負担を掛けないことに留意しながら、企業債の発行額、残高を適切に管理していきます。

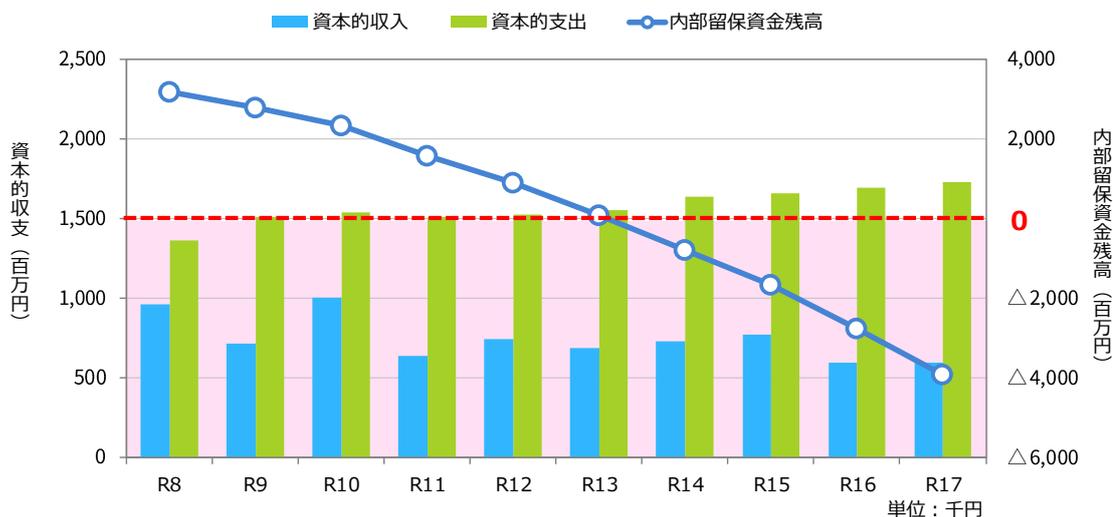


区分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
企業債借入金	955,900	702,371	722,747	462,598	472,239	479,470	508,462	512,505	521,746	531,335
元金償還金	188,774	190,884	179,795	159,760	145,933	153,969	168,152	175,649	188,197	195,623
企業債残高	5,229,055	5,740,542	6,283,494	6,586,332	6,912,638	7,238,139	7,578,449	7,915,305	8,248,854	8,584,566

図 6.3 企業債残高と企業債借入金・元金償還金の推移

2-3. 資本的収支計画

水道施設の更新需要を踏まえた投資計画に基づき、建設改良費を計上し、財源に国の補助金や企業債の充当を見込みます。また、資本的収支不足額は、内部留保資金によって補填しますが、令和14年度には内部留保資金が底をつき、事業運営に必要な資金が枯渇する見込みです。



区分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
収入	1 企業債等	955,900	702,371	722,747	462,598	472,239	479,470	508,462	512,505	521,746	531,335
	2 出資金・補助金	0	619	272,493	169,056	263,452	195,700	208,805	248,488	65,859	57,481
	3 工事負担金・その他	8,981	8,980	8,980	8,980	8,980	8,980	8,980	8,980	8,980	8,980
	小計(A)	964,881	711,970	1,004,220	640,634	744,671	684,150	726,247	769,973	596,585	597,796
支出	1 建設改良費	1,175,722	1,324,356	1,357,852	1,354,396	1,379,459	1,398,649	1,471,048	1,482,476	1,506,632	1,531,656
	2 企業債償還金	188,774	190,884	179,795	159,760	145,933	153,969	168,152	175,649	188,197	195,623
	小計(B)	1,364,496	1,515,240	1,537,647	1,514,156	1,525,392	1,552,618	1,639,200	1,658,125	1,694,829	1,727,279
差引不足額(A)-(B)	△ 399,615	△ 803,270	△ 533,427	△ 873,522	△ 780,721	△ 868,468	△ 912,953	△ 888,152	△ 1,098,244	△ 1,129,483	
内部留保資金残高	3,197,120	2,786,644	2,348,413	1,588,900	896,127	92,848	△ 780,925	△ 1,648,417	△ 2,756,987	△ 3,923,476	

図 6.4 資本的収支と内部留保資金残高の推移

3

財政運営の課題

1-2.収益的収支計画と2-3.資本的収支計画で示したとおり、今後も財政状況が更に悪化していくことが想定されます。基本方針で掲げた取組を着実に進めていき、経営の効率化を図っていきますが、令和14年度には内部留保資金が底をつき、事業運営に必要な資金の枯渇が想定されます。

水道事業の持続的な経営を確保していくためには、料金改定等による収益の確保について、検討を進めていく必要があります。

## 第 7 章 フォローアップ

第5章「施策と主な取組」と第6章「財政計画」について、毎年度評価・検証を行い、その結果を公表します。

また、令和10年度以降の企業団の料金改定額が確定した段階で財政計画を見直すとともに、本ビジョンの中間にあたる令和12年度には統括的な評価・検証を行い、必要に応じて計画内容等の見直しを行います。

